

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	7,500,000,000
計	7,500,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） (2025年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (2025年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,028,926,353	4,028,926,353	東京証券取引所 プライム市場	発行済株式は全て 完全議決権株式かつ、 権利内容に限定のない 株式です。 単元株式数は100株 です。
計	4,028,926,353	4,028,926,353	—	—

(注) 2025年7月18日開催の取締役会における決議により、8月12日付で役員報酬BIP信託宛ての新株式を6,535,200株発行し、発行済株式総数は4,028,926,353株となりました。役員報酬BIP信託については、2 役員の状況 をご参照ください。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

・株価条件付株式報酬型ストックオプション

プラン名称	2025年度新株予約権 C3プラン	2025年度新株予約権 C2プラン	2025年度新株予約権 C1プラン
決議年月日	2025年5月15日		
付与対象者の区分及び人数	当社元執行役員1名	当社元執行役員1名	当社執行役員1名及び 元執行役員1名
新株予約権の数 ※	92個	72個	74個
新株予約権1個当たりの 目的たる株式の数(付与 株式数) ※	300株 (注)		
新株予約権の目的となる 株式の種類、数及び内容 ※	当社普通株式 27,600株 (注)	当社普通株式 21,600株 (注)	当社普通株式 22,200株 (注)
	発行済株式は全て完全議決権株式かつ、権利内容に限定のない株式。 単元株式数は100株。		
新株予約権の行使時の払 込金額 ※	1円		
新株予約権の行使期間 ※	2025年7月12日から 2052年7月11日まで	2026年7月11日から 2053年7月10日まで	2027年7月9日から 2054年7月8日まで
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組 入額 ※	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1 の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。		
新株予約権の行使の条件 ※	(注)		
新株予約権の譲渡に関す る事項 ※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新 株予約権の交付に関する 事項 ※	(注)		
株価条件① (注)	2022年7月11日	2023年7月10日	2024年7月8日
株価条件② (注)	2022年4月1日	2023年4月1日	2024年4月1日
株価条件③ (注)	2025年7月12日	2026年7月11日	2027年7月9日
株価条件④ (注)	2022年7月11日	2023年7月10日	2024年7月8日
株価条件⑤ (注)	2022年7月11日	2023年7月10日	2024年7月8日
株価条件⑥ (注)	2025年7月12日	2026年7月11日	2027年7月9日
株価条件⑦ (注)	2022年7月11日	2023年7月10日	2024年7月8日

※ 新株予約権付与時点（2025年6月2日）における内容を記載しています。

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使できないものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。))又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)) (以上を総称して以下、組織再編行為)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する募集新株予約権(以下、残存新株予約権)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、再編対象会社)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

<株価条件>

(株価条件①)から3年間を業績評価期間(以下、評価期間)とし、評価期間中の当社株式成長率(評価期間中の当社の株主総利回り(Total Shareholder Return、以下、TSR)を、評価期間中の東証株価指数(以下、TOPIX)の成長率で除して算出する)に応じて、次のとおり権利行使可能数を変動させる。

- (1) 権利行使可能となる新株予約権の数は、以下算定式で定まる数とする。ただし、新株予約権1個未満の数は四捨五入するものとする。
 - ・ 新株予約権の当初割当数 × 権利確定割合※ 当初割当数は、(株価条件②)時点の役位をもって算定する。
- (2) 新株予約権の権利確定割合は、評価期間中の当社株式成長率に応じて、以下のとおり変動する。ただし、1%未満の数は四捨五入するものとする。
 - ・ 当社株式成長率が125%以上の場合：100%
 - ・ 当社株式成長率が75%以上125%未満の場合： $40\% + \{ \text{当社株式成長率}(\%) - 75(\%) \} \times 1.2$ (1%未満四捨五入)
 - ・ 当社株式成長率が75%未満の場合：40%

(3) 当社株式成長率は以下のとおりである。

[当社株式成長率] = 当社TSR ÷ TOPIX成長率

評価期間中の当社TSR = (A+B) ÷ C、評価期間中のTOPIX成長率 = D ÷ Eとする。

A : (株価条件③)の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

B : (株価条件④)以後、権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

C : (株価条件⑤)の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

D : (株価条件⑥)の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

E : (株価条件⑦)の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値

※ A、C、D及びEは、取引が成立しない日を除く。

ただし、2024年1月1日付をもって普通株式1株を3株に分割したことにより、2025年度新株予約権C2プラン(株価条件付株式報酬型ストックオプション)における当社TSRの算出については以下のとおりとする。

A : 権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

B : 新株予約権の割当日以後、2023年12月31日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額の3分の1(1円未満切り捨て)と、2024年1月1日以後、権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額の合計額

C : 新株予約権割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値の3分の1(1円未満切り捨て)

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(千株未満・百万円未満切捨て)

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年8月12日 (注)	6,535	4,028,926	9,378	213,824	9,378	223,539

(注) 役員報酬BIP信託宛てに普通株式を新規発行 発行価格2,870円 資本組入額1,435円

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	601,057	15.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505104 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	391,593	10.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	191,360	5.04
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	131,791	3.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・議決権受託者行使型)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	96,830	2.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	70,676	1.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	50,768	1.33
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	48,645	1.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・日本郵船株式会社口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	45,000	1.18
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	44,197	1.16
計	—	1,671,919	44.09

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式237,196千株があります。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、285,209千株は投資信託、8,148千株は年金信託です。
3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうち、120,198千株は投資信託、38,347千株は特定金銭信託、20,414千株は指定金銭信託(単独運用)、8,867千株は年金信託、271千株は金外信託です。
4. 2025年3月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、NATIONAL INDEMNITY COMPANYが2025年3月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。
なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
NATIONAL INDEMNITY COMPANY	1314 DOUGLAS STREET, SUITE 1400, OMAHA, NEBRASKA, UNITED STATES	389,043	9.67

また、当社は、2025年8月28日公表の「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり同社が主要株主に該当するとして、2025年8月28日付で臨時報告書(主要株主の異動)を提出しています。

5. 2025年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社が2025年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	105, 171	2. 61
アモーヴァ・アセットマネジ メント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	81, 167	2. 01

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 237, 196, 000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 144, 000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3, 786, 729, 400	37, 867, 294	—
単元未満株式	普通株式 4, 856, 953	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	4, 028, 926, 353	—	—
総株主の議決権	—	37, 867, 294	—

- (注) 1. 「完全議決権株式 (自己株式等)」の欄に記載の株式のほか、連結財務諸表に自己株式として認識している株式付与ESOP信託保有の株式が20, 141, 600株あり、当該株式数は「完全議決権株式 (その他)」の欄に含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同信託保有の完全議決権株式に係る議決権の数201, 416個が含まれています。
2. 「完全議決権株式 (自己株式等)」の欄に記載の株式のほか、連結財務諸表に自己株式として認識している役員報酬BIP信託保有の株式が6, 535, 200株あり、当該株式数は「完全議決権株式 (その他)」の欄に含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同信託保有の完全議決権株式に係る議決権の数65, 352個が含まれています。
3. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9, 300株含まれています。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数93個が含まれています。
4. 「単元未満株式」には、次の自己株式及び株式付与ESOP信託保有の株式が含まれています。
- | | |
|------------|-----|
| 自己株式 | 11株 |
| 株式付与ESOP信託 | 33株 |

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
三菱商事(株) (自己株式)	東京都千代田区丸の内 二丁目3番1号	237,196,000	－	237,196,000	5.88
カタギ食品(株)	大阪府寝屋川市石津元町 12番8号	100,800	－	100,800	0.00
(株)中村商会	東京都中央区日本橋 本石町三丁目1番7号	43,200	－	43,200	0.00
計	－	237,340,000	－	237,340,000	5.89

- (注) 1. 上記のほか、自己保有の単元未満株式11株があります。
2. 2025年4月3日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、公開買付け及び市場買付けを行うことを決議し、当中間会計期間において普通株式を213,749,711株取得しています。
3. 2025年9月30日現在の三菱商事(株)保有の自己株式数は、237,196,011株です。このほか、要約中間連結財務諸表に自己株式として認識している株式付与ESOP信託保有の株式が20,141,633株、役員報酬BIP信託保有の株式が6,535,200株あります。
4. カタギ食品(株)は、当社が総株主の議決権の4分の1以上を保有するかどや製油(株)の完全子会社です。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間において、役員の異動はありません。

当社は2025年6月20日に開催された定時株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）のうち、業務執行を担う取締役に対する株価連動型株式報酬（以下、本制度）の導入につき決議しました。本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、BIP信託）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位及び業績の達成度等に応じて、当社株式又は当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、当社株式等）を取締役に交付又は給付（以下、交付等）する制度です。

2025年度に係る株価連動型株式報酬の内容は以下のとおりです。

(1) 本制度の対象者

法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である執行役員を兼務する取締役（以下、対象取締役）を対象とします。執行役員を兼務しない取締役会長、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役は支給対象外とします。

(2) 交付等が行われる当社株式等

取締役に交付等が行われる当社株式等の数は、「株式交付ポイント」の数により定まります。株式交付ポイント1ポイントにつき当社株式1株又はその換価処分金相当額の金銭を交付等するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイント1ポイントあたりの当社株式数、及び交付等を行う株式数及びその換価処分相当額の上限を調整します。

(3) 株式交付ポイントの算定方法

対象取締役に對して、毎事業年度、役位に応じたポイントを割当てます。対象期間経過後、対象取締役に對して割当てたポイントに業績の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて、業績連動ポイント数を算出し、株式交付ポイント数を決定します。なお、対象期間の途中で受益者要件を満たす対象取締役が委任契約満了により退任する場合も、対象期間終了後に業績連動係数に応じて、業績連動ポイント数を算出し、株式交付ポイント数を決定します。2025年度に係る交付株式数は、2025年度から2027年度までを評価の対象とし（以下、評価期間）、評価期間中の株価条件の達成状況に応じて、交付株式の数が変動する仕組みとしています。具体的には、下表のとおり役位ごとに割当時基準ポイント数を定め、各対象取締役にそれらに対応したポイントを、信託スキームを通じて割当て、割当日から3年間の当社株式成長率※1に応じ、交付ポイントが変動する設計とします。

対象取締役の執行役員としての役位ごとの割当時基準ポイント数、及び、上限時・下限時のポイント数は下表のとおりとなります。

（以下、割当時基準ポイント数※2は2025年4～5月の当社株価終値平均を基に算出します）

役位	員数	割当時基準 ポイント	下限時 ポイント	上限時 ポイント
社長	1名	167,286	55,762	278,810
副社長執行役員	1名	52,416	17,472	87,360
常務執行役員	3名	35,687	11,896	59,478

※1 当社株式成長率（％）＝3年間の当社TSR（％）÷3年間の配当込みTOPIXの成長率（％）とします（1％未満四捨五入）。

また、3年間の当社TSR＝（A+B）÷C、3年間の配当込みTOPIXの成長率＝D÷Eとします（いずれも1％未満四捨五入）。

A：3事業年度終了後の4～5月の各日の（株）東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値（取引が成立

しない日を除く) (1円未満切捨て)

B: ポイント割当以後、株式交付までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額

C: 3事業年度初年度の4~5月の各日の(株)東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値(取引が成立しない日を除く) (1円未満切捨て)

D: 3事業年度終了後の4~5月の各日の(株)東京証券取引所における配当込みTOPIXの終値平均値(取引が成立しない日を除く) (1円未満切捨て)

E: 3事業年度初年度の4~5月の各日の(株)東京証券取引所における配当込みTOPIXの終値平均値(取引が成立しない日を除く) (1円未満切捨て)

※2 2025年4月1日時点の役位をもって算定します。

(ア) 役位別の交付ポイント数

役位別の交付ポイント数は以下算定式で定まる数とします。

・ (基準ポイント×(1/3)) ※+ ((基準ポイント×(2/3)) × 業績連動係数) ※

また、下限時ポイント数(株式ポイント支給率50%(固定分のみ))は以下算定式で定まる数とします。

・ 基準ポイント×(1/3) ※

※1ポイント未満の数は四捨五入するものとします。

(イ) 業績連動係数

業績連動係数は、基準ポイント割当日から3年間の当社株式成長率に応じて以下のとおり変動します。ただし、1%未満の数は四捨五入するものとします。

・ 当社株式成長率が1.5倍以上の場合: 200%

・ 当社株式成長率が0.5倍超1.5倍未満の場合: (当社株式成長率-0.5) × 200%

・ 当社株式成長率が0.5倍以下の場合: 0%

(ウ) 基準ポイントの割当時期

2025年8月とします。

(4) 当社株式等の交付等の方法及び時期

取締役は、2028年3月31日までの対象期間経過後に、所定の受益者確定手続を行うことにより、保有する株式交付ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等を受けるものとします。

このとき、当該対象取締役は、株式交付ポイント数の所定の割合の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、国内非居住者となることが決定した対象取締役は、当該時点において保有するポイント数について、対象期間経過後に算出・決定される株式交付ポイント数に、給付時点の当社株式の株価を乗じた額の金銭の給付を当社から受けるものとします。なお、何らかの事情により本信託による換価処分金相当額の金銭の給付が困難となった場合、換価処分金相当額と同額分を当社から支給すること(以下、キャッシュプラン)がありますが、対象取締役への当該キャッシュプランによる支給金額の算定根拠となるポイント数(以下、キャッシュプランポイント)と対象取締役に交付が行われる当社株式(換価処分の対象となる株式を含む)の数の合計は、140万株の範囲内とし、当該キャッシュプランポイント数に給付時の市場株価を乗じた金額を支給します。

また、対象取締役が死亡した場合には、その時点で付与されている株式交付ポイントに相当する数の当社株式について、当該対象取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 交付等が行われる当社株式等の数の上限

1事業年度あたり140万株(140万ポイント)を上限とします。